

【 検 査 】

285 心房細動等に対するNT-proBNPの算定について

《令和6年9月30日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD008「21」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）の算定は、原則として認められない。

- (1) 心房細動
- (2) 高血圧症

○ 取扱いを作成した根拠等

脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、心不全の診断又は病態把握に有用なマーカーであり、厚生労働省通知※に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。」と示されている。

心房細動や高血圧症のみの傷病名では、心不全の病態であると判断することはできない。

以上のことから、心房細動、高血圧症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について